

令和7年度 教育委員会 第10回定例会 議案

1 日 時 令和7年8月26日（火） 午後1時30分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 案

第14号議案 令和8年度使用教科用図書の採択

… 1

(3) 報告事項

(4) 閉 会

第14号議案

令和8年度使用教科用図書の採択

令和8年度使用教科用図書を別紙（別冊）のとおり採択する。

令和7年8月26日提出

静岡県教育委員会教育長

県立高等学校及び県立中学校における教科用図書採択

(義務教育課・高校教育課)

1 根拠法令

- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律
- ・学校教育法
- ・義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

2 主な教科用図書の種類

区 分	概 要
文部科学省検定済教科書	民間の教科書発行者において著作・編集され、文部科学大臣の検定を経たもの。
文部科学省著作教科書	需要数が少なく民間による発行が期待できないことから、文部科学省において著作・編集されたもの。
学校教育法附則第9条に基づく教科書	適切な教科書がないなど特別な場合には、上記以外の図書の使用が許される。

3 教科書採択の流れ



- ・各学校は、教科用図書選択委員会を設け、使用希望教科用図書を選択し、県教育委員会に内申する。
- ・委員会は、校長を委員長とし、各教科主任等をもって構成する。
- ・各学校は、教育課程の編成並びに児童生徒の能力、適性、進路及び履修単位等について十分な考慮を払い、明確な方針に基づいて適切な教科用図書の選択が行われるよう措置する。
- ・県教育委員会は、この内申に基づき採択教科用図書を決定し、各学校長に通知する。

4 明確な方針

各学校は以下に示す4つの観点ごとに理由を1つ以上選択して県教育委員会に内申する。

- (1) 〈内容〉適切な内容が精選され、取り上げられている。 など
- (2) 〈組織・配列〉教材が系統的・発展的に組織され、他教材との関連が考慮されている。 など
- (3) 〈生徒への配慮〉生徒の発達段階に教材が適している。 など
- (4) 〈表現・造本〉本文、問題等について、用字・用語、図表等が正確で統一がとれている。 など

県立特別支援学校における教科用図書採択

(特別支援教育課)

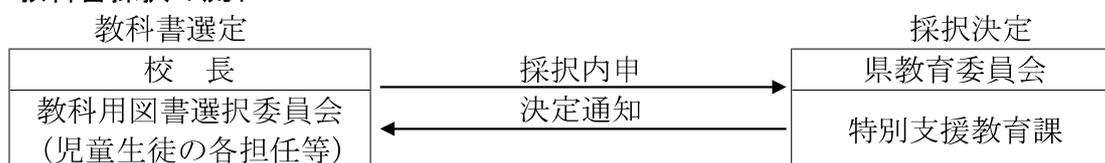
1 根拠法令

- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律
- ・学校教育法
- ・義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

2 主な教科用図書の種類

区 分	概 要
文部科学省検 定済教科書	・民間の教科書発行者において著作・編集され、文部科学大臣の検 定を経たもの。
文部科学省著 作教科書	・需要数が少なく民間による発行が期待できないことから、文部科 学省において著作・編集されたもの。 ・特別支援学校用として文部科学省において著作・編集されたもの。 視覚(点字)、聴覚(言語・音楽)、 知的(生活、国語、算数・数学、音楽、中理科、中社会、中職業・家庭)
学校教育法附 則第9条に基 づく教科書	・適切な教科書がないなど特別な場合には、上記以外の図書の使用 が許される。 ・「文部科学省一般図書一覧」で示された本の中から、静岡県教科書 選定審議会の依頼を受け調査・研究を行い、静岡県教育委員会が 2年分の「選定一般図書一覧」として示す。 ・ボランティア団体が作成する一部の点字教科書

3 教科書採択の流れ



- ・各学校は、教科用図書選択委員会を設け、使用希望教科用図書を選択し、県教育委
員会に内申する。
- ・教科用図書選択委員会は、校長を委員長とし、各教科主任等をもって構成する。
- ・各学校は、教育課程の編成並びに児童生徒の能力、適性、障害の状況等について十
分な考慮を払い、適切な教科用図書の選択が行われるよう措置する。
- ・県教育委員会は、この内申に基づき採択教科用図書を決定し、各学校長に通知する。

4 各学校の選定の方針

(1) 小学部・中学部（小学校・中学校に準ずる教育課程）

ア 視覚障害

- ・点字・墨字いずれでも同一の授業ができるよう、点字教科書の原典となる教科書
を選定

イ 聴覚障害・肢体不自由・病弱

- ・学校所在地の市町が採択する教科書を選定

(2) 高等部（高等学校に準ずる教育課程）

- ・卒業後の進路を見据えた教科書を選定

(3) 小学部・中学部（知的障害の教育課程）

- ・障害の程度等児童生徒個々の状況及び各校の教育課程に応じて教科書を選定

第10回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
報告 事項 1	富士地区グランドデザイン	P1
配付 報告 1	令和8年度教員採用第2次選考試験選考結果	P4
配付 報告 2	静岡県教育委員会処務規程の一部改正	P7

静岡県立高等学校の在り方に係るグランドデザイン（富士地区）

（高校教育課 学校づくり推進班）

1 要旨

富士地区の県立高等学校の在り方について、地域協議会での協議を踏まえ、グランドデザインを策定した。

○スケジュール

時 期	内 容
令和 5 年 1 月 17 日	第 1 回県立高等学校の在り方に係る地域協議会
令和 6 年 5 月 13 日	第 2 回県立高等学校の在り方に係る地域協議会
12 月 18 日	第 3 回県立高等学校の在り方に係る地域協議会
令和 7 年 3 月 28 日	第 4 回県立高等学校の在り方に係る地域協議会
7 月 17 日	第 5 回県立高等学校の在り方に係る地域協議会（グランドデザインの検討）

2 グランドデザインの概要

- ・地域を知り、愛着を育む「先進的な探究学習」と、地域の内や外から富士地区を革新する「質の高い専門性」の学びを、それぞれの高校で掛け合わせた「ふじの学び」として展開するための最適な方策を検討

(1) 目指す人物像

○地域を知り、地域に愛着を持ち、地域を革新する人

- ・自然、産業、文化、歴史を尊重し、地域の発展に積極的に関わる人
- ・異なる文化や価値観を理解し、グローバルな視点を持ち国内外で活躍する人
- ・地域人材や資源を活用し、課題を主体的に解決する探究心のある人
- ・多様な産業の中で、高度な知識や技能を発揮できる専門性の高い人

(2) 目指す学校像

- ・幅広い知識・実践・体験による高度専門的・国際的人材の育成
- ・ものづくりの高度化と裾野の拡大も見据えた学科横断的な学習
- ・ビジネスや起業も目指せる柔軟なカリキュラム
- ・協働から自立へつなげる探究学習と専門的な学びを融合したキャリア教育
- ・工業・食・情報・芸術など地域が必要とする実践的な学びの充実

(3) 改編（再編整備）の方向性

令和 15 年度までに、富士市は 3 校、富士宮市は 2 校の適正規模の公立高校に集約

(4) 今後の対応

各学校におけるグランドデザインの具現化については、各市・学校と詳細な協議を行った上で決定する。

※公立高校の更なる魅力化・特色化に向け、国からの教育環境の整備・充実における支援策も活用

※実学系の学びについては、産業教育審議会（R6～7）答申及び地域の産業を踏まえた内容を検討

富士地域〈公立高校〉のグランドデザイン

【課題認識・全県】

- 少子化が進行する中での高校の改革（配置と規模のあり方など）
- VUCA、Society5.0など変化の激しい時代を生き抜く力

【課題認識・富士地域】

- 令和20年度までに生徒数は約4割減少、他地区への生徒流出も増加
- 急激な生徒数の減少により、県立高校の小規模校化が今後更に進行
- 地域資源も活用した産業構造の多様化や新たな産業の育成、若者層を地域産業の担い手として取り込むことが必要

【高校改革の基本認識・全県】

- 行ける学校から行きたい学校へ、画一から多様へ（学びの変革）
- 地域・実社会と共にある学校（開かれた学校づくり）
- 時代の変化を踏まえた教育基盤（学校の配置・規模等）

【高校改革の基本認識・富士地域】

- 学びの方向性：地域を知り、愛着を育み、地域を革新する「ふじの学び」
- 「先進的な探究学習」と「質の高い専門性」の学びをそれぞれの高校で掛け合わせて展開
- 豊かで多様な教育活動を可能にする学校規模、専門的な学科やコース等の設置、充実した施設・設備は不可欠

【目指す人物像】

- 地域を知り、地域に愛着を持ち、地域を革新する人
 - ・自然、産業、文化、歴史を尊重し、地域の発展に積極的に関わる人
 - ・異なる文化や価値観を理解し、グローバルな視点を持ち国内外で活躍する人
 - ・地域人材や資源を活用し、課題を主体的に解決する探究心のある人
 - ・多様な産業の中で、高度な知識や技能を發揮できる専門性の高い人

【求められる高校のあり方】

- ・高い技術や開発力を持つ企業等との連携による実践的・体験的な学び
- ・幅広い視野や新たな価値を見出す創造力等を育む教科横断的な学び
- ・将来を見据え、地域に貢献できる専門人材の育成（農・工・商・医療・福祉など）
- ・地域資源等を活用し、探究学習を通じた課題解決に必要な資質・能力の育成
- ・地区外の高校にはない、富士地区の産業構造に適応した質の高い専門性

【具現化のための方策】

【学びの変革のあり方】

- 「ふじの学び」の実践による特色ある学びの展開
 - ・学科間連携（普通×専門、専門×専門など）
 - ・学校間連携（研究活動、部活動、生徒会活動など）
 - ・教科横断的な学び（文理融合、STEAM教育）、専門人材を育成する教育プログラム
 - ・地域イノベーションの実現（新しい産業分野の創出）
- セーフティネット機能や特別支援教育の充実
 - ・全日制、定時制、特別支援学校（分校含む）が連携したインクルーシブ教育の推進

【地域との連携のあり方】

- 地元企業、自治体等と協働した産業教育の展開
 - ・高い技術力や研究開発力を持つ企業等と連携した実践的・体験的なカリキュラムの構築
 - ・小・中学校、大学、企業、自治体等との連携による探究的な学びの拡充
 - ・県外や地区外へ進学又は就職しても、将来的に富士地区を主体的に創る人材の育成
 - ・地域、企業、自治体との連携等を通じた、地域への理解や愛着等を育む教育の推進

【教育基盤のあり方】

- 専門性の高い知識・技術を学べる学科やコース
 - ・普通×専門、専門×専門、総合学科の強化 など
 - ・生徒や社会のニーズに応じた新学科やコースの設置
- 生徒の能力を最大限に引き出す効果的な教育環境
 - ・多様な科目選択や多彩な生徒との関わりを実現する学校規模
 - ・幅広い知識や専門性の高い学びを実現する施設・設備の活用
- 改編（再編整備）の方向性
 - ・令和15年度までに、富士市は3校、富士宮市は2校の適正規模の公立高校に集約

富士地域〈公立高校〉のグランドデザイン

イメージ

目指す人物像

地域を知り、地域に愛着を持ち、地域を革新する人

- ・自然、産業、文化、歴史を尊重し、地域の発展に積極的に関わる人
- ・異なる文化や価値観を理解し、グローバルな視点を持ち国内外で活躍する人
- ・地域人材や資源を活用し、課題を主体的に解決する探究心のある人
- ・多様な産業の中で、高度な知識や技能を発揮できる専門性の高い人

学びの方向性

地域を知り、愛着を育み、地域を革新する「ふじの学び」

◆先進的な探究学習

- ・学科・教科横断的な学び
- ・主体的なプロジェクト学習
- ・地域連携による地域愛育成

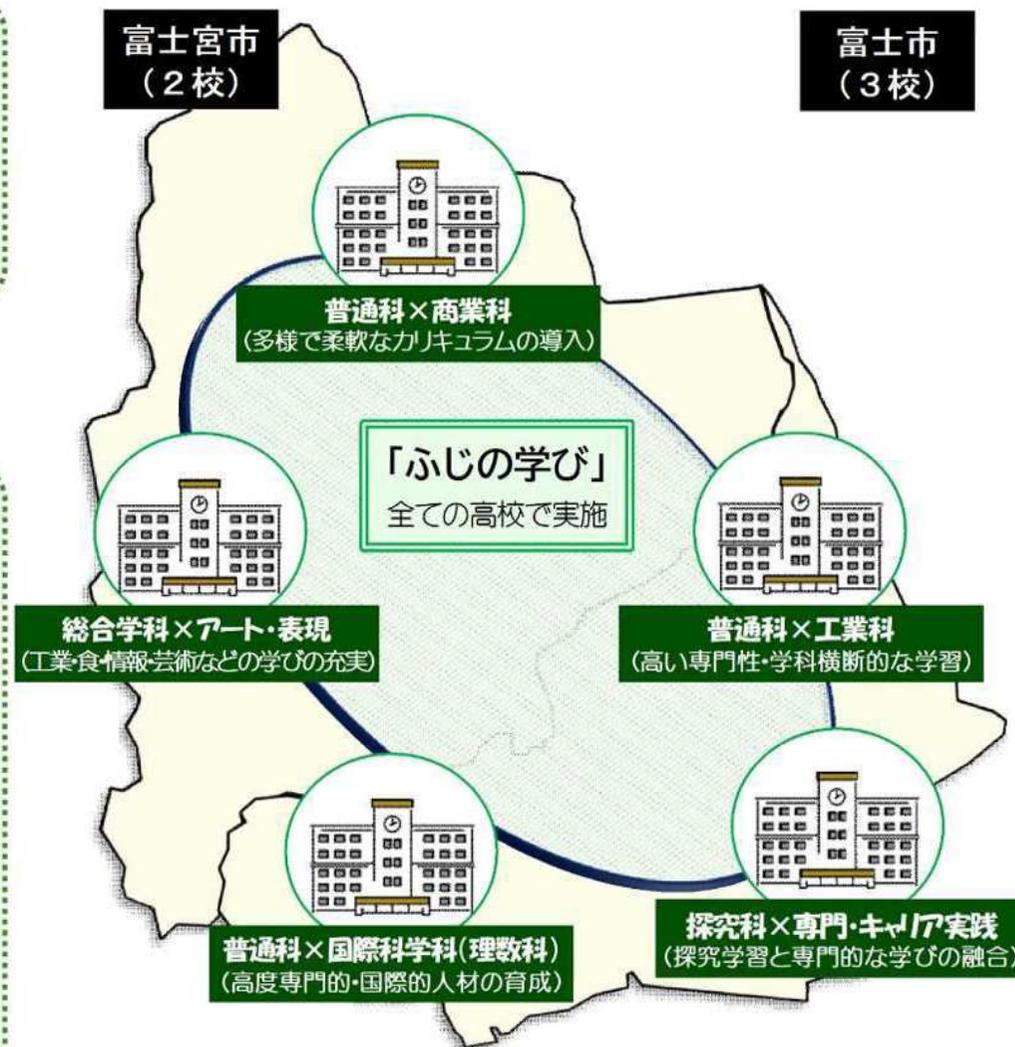
相乗効果

◆質の高い専門性

- ・専門人材の育成プログラム
- ・テクノロジーの効果的活用
- ・地元企業等との産業教育

◆「ふじの学び」に不可欠な教育基盤

- ・実践的な学びや探究学習が可能な施設・設備
- ・専門性の高い知識・技術を学べる学科やコース
- ・豊かで多様な教育活動、幅広い学びが可能な学校規模*



*「ふじの学び」に不可欠な適正規模(1学年6~8学級)に向けて県立高校の改編が必要
方向性 令和15年度までに富士市は3校、富士宮市は2校の適正規模の公立高校に集約

令和8年度教員採用第2次選考試験の結果

(義務教育課)

1 合格者数等について

小・中学校教員							
校種教科	志願者数	受験者数 (1次)	合格者数 (1次)	受験者数 (2次)	合格者数 (2次)	倍率	
	※小学校中段はしずおか未来創造枠、下段は小特共通 中学校下段は小中共通、中特共通(全て内数)						
小学校	571	527	454	444	222	2.4	
	[234]	[223]	[188]	[187]	[30]		
	<35>	<27>	<23>	<21>	<6>		
中 学 校	国語	64	62	40	36	21	3.0
		<9> [2]	<9> [2]	<7> [1]	<7> [1]	<5> [1]	
	社会	140	124	32	32	14	8.9
		<13> [5]	<12> [4]	<5> [2]	<5> [2]	<3> [1]	
	数学	83	72	42	42	18	4.0
		<16> [2]	<14> [2]	<11> [1]	<11> [1]	<4> [0]	
	理科	53	47	32	32	13	3.6
		<6> [0]	<6> [0]	<5> [0]	<5> [0]	<1> [0]	
	音楽	32	30	12	12	8	3.8
		<4> [1]	<4> [1]	<3> [0]	<3> [0]	<2> [0]	
美術	13	8	8	7	6	1.3	
	<1> [1]	<1> [0]	<1> [0]	<1> [0]	<1> [0]		
保体	147	138	20	20	9	15.3	
	<10> [12]	<10> [11]	<4> [2]	<4> [2]	<1> [1]		
技術	6	6	6	6	5	1.2	
	<1> [0]	<1> [0]	<1> [0]	<1> [0]	<0> [0]		
家庭	12	8	8	7	6	1.3	
	<2> [0]	<1> [0]	<1> [0]	<1> [0]	<1> [0]		
英語	58	50	44	40	24	2.1	
	<4> [0]	<2> [0]	<2> [0]	<2> [0]	<2> [0]		
中計	608	545	244	234	124	4.4	
	<66> [23]	<60> [20]	<40> [6]	<40> [6]	<20> [3]		
小中合計	1,179	1,072	698	678	346	3.1	

※合格者には大学院特例を含む

養護教員・栄養教員						
校種教科	志願者数	受験者数 (1次)	合格者数 (1次)	受験者数 (2次)	合格者数 (2次)	倍率
養護教員	183	164	28	27	9	18.2
栄養教員	43	38	4	4	1	38.0

※ 養護教員は、小・中学校、高等学校、特別支援学校の採用となる。

※ 栄養教員は、小・中学校、特別支援学校の採用となる。

※ 倍率＝受験者数÷合格者数

※ 最終倍率予定＝受験者数÷(採用予定数-院特採用名簿記載者)

2 特別な選考等について

(1) 教職経験者を対象とした選考

校種等	志願者数	受験者数 (1次)	合格者数 (1次)	受験者数 (2次)	合格者数 (2次)	倍率
小学校	113	111	93	92	40	2.8
中学校	99	96	42	41	25	3.8
養護教員	53	50	13	12	5	10.0
栄養教員	2	1	1	1	1	1.0

(2) 障害者を対象とした選考

校種等	志願者数	受験者数 (1次)	合格者数 (1次)	受験者数 (2次)	合格者数 (2次)	倍率
小学校	0	0	0	0	0	-
中学校	2	2	1	1	0	-
養護教員	0	0	0	0	0	-
栄養教員	0	0	0	0	0	-

(3) 多文化共生を推進する教員選考

校種等	志願者数	受験者数 (1次)	合格者数 (1次)	受験者数 (2次)	合格者数 (2次)	倍率
小学校	0	0	0	0	0	-
中学校	3	3	2	2	1	3.0
養護教員	0	0	0	0	0	-
栄養教員	0	0	0	0	0	-

(4) 社会人経験者を対象とした選考

校種等	志願者数	受験者数 (1次)	合格者数 (1次)	受験者数 (2次)	合格者数 (2次)	倍率
小学校	7	6	5	5	2	3.0
中学校	12	11	6	6	3	3.7
養護教員	11	10	2	2	0	-
栄養教員	1	1	0	0	0	-

(5) 大学院進学予定者・在籍者の特例受験者

校種等	志願者数	受験者数 (1次)	合格者数 (1次)	受験者数 (2次)	合格者数 (2次)	倍率
小学校	13	13	13	13	11	1.2
中学校	29	22	16	15	9	2.4
養護教員	3	3	1	1	0	-
栄養教員	0	0	0	0	0	-

(6) 加点申請者

校種等	志願者数	受験者数 (1次)	合格者数 (1次)	受験者数 (2次)	合格者数 (2次)	倍率
小学校	184	180	170(6)	166(6)	93(1)	1.8
中学校	66	64	47(7)	46(7)	28(2)	1.7
養護教員	4	4	1(1)	1(1)	0	-
栄養教員	-	-	-	-	-	-

※()…加点による合格者数(内数)

3 志願者・合格者の最高年齢、最低年齢

校種等	志願者		2次合格者	
	最高年齢	最低年齢	最高年齢	最低年齢
小学校	58	22	56	22
中学校	58	20	44	22
養護教員	55	20	30	22
栄養教員	53	21	29	22

令和8年度教員採用第2次選考試験（高等学校教員）の結果

(高校教育課)

1 合格者数等について

教科・科目	志願者数	受験者数 (1次)	合格者数 (1次)	受験者数 (2次)	合格者数 (2次)	倍率
国語	52	47	30	29	12	3.9
歴史	65	59	21	19	7	8.4
地理	17	11	8	8	5	2.2
公民	27	19	11	10	4	4.8
数学	75	65	29	29	12	5.4
物理	19	16	11	11	7	2.3
化学	30	25	16	14	8	3.1
生物	22	17	7	7	2	8.5
地学	4	3	3	3	2	1.5
保健体育	131	106	15	15	5	21.2
音楽	11	10	3	3	1	10.0
外国語	48	40	28	24	14	2.9
家庭	9	7	4	4	2	3.5
農業	10	8	6	5	2	4.0
機械	4	4	3	3	2	2.0
電気・電子・通信	7	6	4	4	2	3.0
建築・デザイン	8	7	7	6	2	3.5
商業	17	14	7	6	3	4.7
水産(機関)	1	1	1	1	1	1.0
水産(栽培)	0	-	-	-	-	-
情報	8	7	5	5	1	7.0
福祉	7	6	5	4	1	6.0
ネイティブ	2	1	0	-	-	-
合計	574	479	224	210	95	5.0

※(倍率) = 受験者数(1次) ÷ 合格者数(2次)

※受験者数には、一部受験者を含む。

<実習教諭> (特別選考試験)

教科・科目	志願者数	欠席者数	受験者数	合格者数	倍率
農業実習	2	0	2	1	2.0
工業実習	4	0	4	4	1.0
合計	6	0	6	5	1.2

※教職経験者を対象とした選考

- ア1 : 静岡県内外の公立高校本務教員(受験教科の教諭)として、一定期間(3年)の勤務経験を有する者
- ア2・イ: 静岡県内外の公立学校本務教員又は県内の公立学校臨時講師として、一定期間(3年)の勤務経験を有する者
- ウ・エ : 静岡県内外の公立学校本務教員又は県内の公立学校臨時講師として、一定期間(2年)の勤務経験を有する者

3 その他

志願者・合格者の最高年齢、最低年齢(R8.4.1時点年齢)

志願者		合格者	
最高年齢	最低年齢	最高年齢	最低年齢
60	22	52	22

2 特別な選考等について

(1) 教職経験者を対象とした選考

種類	志願者数	受験者数 (1次)	合格者数 (1次)	受験者数 (2次)	合格者数 (2次)	倍率
ア1	5	4	3	3	2	2.0
ア2・イ	20	17	6	6	1	17.0
ウ・エ	12	11	5	5	0	-
1次免除者	5	-	5	5	2	2.5
計	42	32	19	19	5	6.4

(2) 障害者特別選考

	志願者数	受験者数 (1次)	合格者数 (1次)	受験者数 (2次)	合格者数 (2次)	倍率
合計	2	2	0	-	-	-

(3) 多文化共生を推進する教員を対象とした選考

	志願者数	受験者数 (1次)	合格者数 (1次)	受験者数 (2次)	合格者数 (2次)	倍率
合計	0	-	-	-	-	-

(4) 社会人経験を有する者を対象とした選考

科目	志願者数	受験者数 (1次)	合格者数 (1次)	受験者数 (2次)	合格者数 (2次)	倍率
歴史	1	1	0	-	-	-
公民	3	3	2	2	1	3.0
保健体育	1	1	0	-	-	-
外国語	1	1	1	1	1	1.0
商業	2	2	2	2	0	-
福祉	1	1	1	1	1	1.0

(5) 博士号を取得した者を対象とした選考

科目	志願者数	受験者数 (1次)	合格者数 (1次)	受験者数 (2次)	合格者数 (2次)	倍率
化学	1	1	0	-	-	-
生物	1	1	1	1	0	-

(6) 工業又は農業関係民間勤務経験を有する者を対象とした選考

科目	志願者数	受験者数 (1次)	合格者数 (1次)	受験者数 (2次)	合格者数 (2次)	倍率
建築・デザイン	2	2	2	2	2	1.0

(7) 医療機関等での勤務経験を有する者を対象とした選考

教科	志願者数	受験者数 (1次)	合格者数 (1次)	受験者数 (2次)	合格者数 (2次)	倍率
福祉	1	1	0	-	-	-

(8) 商船等での勤務経験を有する者を対象とした選考

教科	志願者数	受験者数 (1次)	合格者数 (1次)	受験者数 (2次)	合格者数 (2次)	倍率
水産	1	1	1	1	1	1.0

(9) 大学院修士課程1年生の特例受験者

	志願者数	受験者数 (1次)	合格者数 (1次)	受験者数 (2次)	合格者数 (2次)	倍率
合計	21	17	11	11	6	2.8

(10) 大学院進学予定者の特例受験者

	志願者数	受験者数 (1次)	合格者数 (1次)	受験者数 (2次)	合格者数 (2次)	倍率
合計	37	33	20	19	9	3.7

(11) 加点申請者

	志願者数	受験者数 (1次)	合格者数 (1次)	受験者数 (2次)	合格者数 (2次)	倍率
合計	127	112	77	70	33	3.4

※加点申請

g: 英語に関する資格等(免除又は5点)、h: 複数教科の高等学校教諭普通免許状取得(見込み)又は、特別支援学校普通免許状取得(見込み)、p: 3級海技士以上の免許かつ3年以上の実務経験、n: 司書教諭の資格取得

令和8年度教員採用第2次選考試験の結果

(特別支援教育課)

1 合格者数等について

特別支援学校教員							
校種教科	志願者数	受験者数 (1次)	合格者数 (1次)	受験者数 (2次)	合格者数 (2次)	倍率	
小学部	80	74	69	68	46	1.6	
中 学 部	国語	3	3	3	3	0	
	社会	16	16	15	15	9	1.8
	数学	3	3	2	2	0	
	理科	2	2	2	2	0	
	音楽	3	3	3	3	2	1.5
	美術	4	4	3	3	1	4.0
	保体	44	43	40	40	27	1.6
	技術	0	0	0	0	0	
	家庭	1	1	1	1	0	
	英語	0	0	0	0	0	
	中計	76	75	69	69	39	1.9
	自立活動	6	6	5	5	2	3.0
合計	162	155	143	142	87	1.8	

2 特別な選考等について

(1) 教職経験者を対象とした選考

区分	志願者数	受験者数 (1次)	合格者数 (1次)	受験者数 (2次)	合格者数 (2次)	倍率
ア	17	14	13	13	12	1.2
イ	26	26	25	25	5	5.2
ウ、エ	6	6	5	5	3	2.0
合計	49	46	43	43	20	2.3

(2) 障害者特別選考

校種等	志願者数	受験者数 (1次)	合格者数 (1次)	受験者数 (2次)	合格者数 (2次)	倍率
特別支援	1	1	0	1	0	

(3) 多文化経験者を対象とした選考

校種等	志願者数	受験者数 (1次)	合格者数 (1次)	受験者数 (2次)	合格者数 (2次)	倍率
特別支援	0	0	0	0	0	

(4) 社会人経験者を対象とした選考

校種等	志願者数	受験者数 (1次)	合格者数 (1次)	受験者数 (2次)	合格者数 (2次)	倍率
特別支援	5	5	5	5	5	1.0

(5) 大学推薦

校種等	志願者数	受験者数 (1次)	合格者数 (1次)	受験者数 (2次)	合格者数 (2次)	倍率
特別支援	15	15	15	15	15	1.0

(6) 寄宿舎指導員勤務経験者選考

志願者数	志願者数	受験者数 (1次)	合格者数 (1次)	受験者数 (2次)	合格者数 (2次)	倍率
特別支援	5	5	4	4	1	5.0

(7) 障害者福祉サービス事業所等での勤務経験者選考

校種等	志願者数	受験者数 (1次)	合格者数 (1次)	受験者数 (2次)	合格者数 (2次)	倍率
特別支援	1	1	1	1	0	

(8) 専門職経験を有する者を対象とした選考

校種等	志願者数	受験者数 (1次)	合格者数 (1次)	受験者数 (2次)	合格者数 (2次)	倍率
看護師	1	1	1	1	0	
理学療法士	3	3	2	2	2	1.5
作業療法士	1	1	1	1	0	
言語聴覚士	1	1	1	1	0	

(9) 大学院修士課程1年生の特例受験者

校種等	志願者数	受験者数 (1次)	合格者数 (1次)	受験者数 (2次)	合格者数 (2次)	倍率
特別支援	0	0	0	0	0	

(10) 大学院進学予定者の特例受験者

校種等	志願者数	受験者数 (1次)	合格者数 (1次)	受験者数 (2次)	合格者数 (2次)	倍率
特別支援	2	2	1	1	0	

(11) 加点申請者

校種等	志願者数	受験者数 (1次)	合格者数 (1次)	受験者数 (2次)	合格者数 (2次)	倍率
特別支援	62	61	55(O)	55	32(O)	1.9

※しずおか未来創造枠(小学部対象) 志願者38人、受験者38人、

1次合格者34人、2次合格者15人

※倍率=受験者数(1次)÷合格者数(2次)

※(受験者)には、一部受験者も含む

※(合格者(2次))には、大学院特例採用者2、中学校・特別支援 ※ () … 加点による合格者数(内数)

学校中学部共通教員1を含まない

3 志願者・合格者の最高年齢、最低年齢

校種等	志願者数		合格者数 (1次)		合格者数 (2次)	
	最高年齢	最低年齢	最高年齢	最低年齢	最高年齢	最低年齢
特別支援	57	22	57	22	54	22

(件 名)

静岡県教育委員会処務規程の一部改正

(教育総務課)

1 改正の理由

静岡県教育委員会処務規程（以下「教委処務規程」という。）は、教育部及び県立学校における服務について必要な事項を定めることを目的とするものであり、子育て部分休業の請求等に関する規定・様式が含まれている。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下「勤務時間条例」という。）等の改正により、令和 7 年 10 月 1 日から子育て部分休業の制度が改正されるため、教委処務規程について、必要な改正を行う。

2 子育て部分休業の制度改正概要（教委処務規程関連部分）

(旧)	1 日につき 2 時間以内
(新)	以下のいずれかを選択する。 ○ 第 1 号子育て部分休業 1 日につき 2 時間以内 ○ 第 2 号子育て部分休業（新設） 1 年につき人事委員会規則で定める時間を超えない範囲内（年 10 日相当）
(旧)	子育て部分休業承認請求書により承認を受ける。
(新)	第 1 号子育て部分休業、第 2 号子育て部分休業のいずれで子育て部分休業を請求するか、任命権者に申し出る※ 1。その後、子育て部分休業承認請求書※ 2 により承認を受ける。 ※ 1、2 同様の改正を行う部分休業では、申出は申出書により行い、第 1 号部分休業と第 2 号部分休業とで承認請求書の様式を分けることとなった。（静岡県職員の育児休業等に関する規則）
上記申出は、特別な事情により申出の変更を行わなければ子育て部分休業に係る子の養育に著しい支障がある場合に限り、変更できる。	

3 教委処務規程の改正内容

改正箇所		改正内容
改正前	改正後	
—	第 13 条 第 1 項、第 2 項	○ 第 1 号子育て部分休業、第 2 号子育て部分休業の申出に関するについて、第 13 条第 1 項、第 2 項として規定する。 ○ 部分休業と同様、当該申出（及び申出の内容の変更）は申出書により行うものとし（第 1 項）、必要があるときは証明書類の添付を求めることができるものとする（第 2 項）。
第 13 条	第 13 条 第 3 項、第 4 項	○ 改正前の第 13 条で規定していた子育て部分休業の請求及び養育状況の変更の届出について、それぞれ第 13 条第 3 項、第 4 項とする。 ○ 部分休業と同様、第 1 号子育て部分休業、第 2 号子育て部分休業とで承認請求書の様式を分ける。
—	様式第 11 号	○ 改正前の様式第 11 号を第 1 号子育て部分休業承認請求書（様式第 11 号の 2）として改正し、申出書（様式第 11 号）及び第 2 号子育て部分休業承認請求書（様式第 11 号の 3）を追加。
様式第 11 号	様式第 11 号の 2	
—	様式第 11 号の 3	

以上の改正と併せ、様式第 12 号（養育状況変更届）について、軽微な改正を行う。（届出内容の選択肢について、静岡県処務規程の養育状況変更届を参考に、追加・追記する。）

4 施行日等

- ・ 令和 7 年 10 月 1 日から施行する。
- ・ 施行日以前に提出された旧様式についての経過措置について、附則で規定を設ける。
- ・ 施行日以前の、改正後子育て部分休業の申出・請求等については、勤務時間条例の一部改正の附則第 2 項に規定されているため、処務規程における経過措置の規定は不要。